

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月31日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ベトナム 担当：産業開発・公共政策部
案件名：ベトナム日本人材協力センター・ビジネス人材育成プロジェクト（ビジネスコース運営管理）（第4年次）

1 契約予定期間：2013年10月中旬～2014年8月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外におけるビジネス研修運営管理に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年8月14日から2013年8月16日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年8月14日から2013年8月19日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年8月30日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 9月中旬
- (5) 契約交渉 : 9月下旬～10月上旬

5 業務の目的

我が国はアジアの市場経済化移行国を対象として、市場経済化を支える実務人材を育成するとともに、我が国の「顔の見える協力」を実現する拠点として、現在8国9センターに日本センターを展開している。

我が国と「ベ」国の両政府は2000年に、外国貿易大学(Foreign Trade University: FTU)をカウンターパート(C/P)機関として「ベトナム日本人材協力センター(Vietnam-Japan Human Resources Cooperation Center: VJCC)プロジェクト」を実施することで合意し、「ビジネスに関わる実務人材育成を通じたベトナムの市場経済化促進」と「日本・ベトナム間の交流・協力関係の促進」という機能を持つ日本人材協力センター(VJCC)の建設を支援するとともに、同施設を活用して2000年から技術協力プロジェクトを実施してきた。無償資金協力によるVJCC施設は、2002年3月にハノイ、5月にホーチミン市に完成し、プロジェクト活動が本格化した。その後、同プロジェクトのフェーズ2が2005年9月から2010年8月までの5年間実施された。2010年1月に実施されたフェーズ2の終了時評価調査では、VJCCが市場経済化を促進する人材育成に資する事業活動と管理運営の両面での基盤を形成していることが確認された。

他方で、2007年のWTO加盟による国際競争力強化の必要性や、2015年のASEAN経済統合、その後の2018年のASEAN域内関税の完全撤廃等を見据え、2020年に工業国化を目指す「ベ」国にとって、外資主導による輸出加工型構造を変革し、自国の裾野産業の育成・拡大を図ることは喫緊の課題となっている。また、2008年には投資環境整備のための「日越共同イニシアティブ・フェーズ3」が立ちあげられ、2011年7月からはフェーズ4が、そして今般フェーズ5が開始する等、日越両国の官民による裾野産業育成のための取り組みが進行中である。このように急速に変化する国際環境に対応するために、さらに「ベ」国産業界を牽引する総合的なビジネス人材育成に取り組む必要性が生じている。

「ベトナム日本人材協力センター・ビジネス人材育成プロジェクト」は、これらの背景を受けて、VJCCにおけるビジネス人材育成を目的として「ベ」国政府から要請されたポスト・フェーズ2に当たるプロジェクトである。本プロジェクトでは、過去10年間のVJCCプロジェクトの実績と成果を踏まえ、ビジネス分野に特化した協力をを行い、VJCCにおける「ベ」国中小企業・裾野産業を担う人材育成拠点としての機能が強化されることを目指している。また、VJCCの組織運営面においても、日本・ベトナムの共同所長体制からベトナム人所長体制に移行する等、より「ベ」国側の主体性・自立性を重視している。本プロジェクトは、2010年9月から2014年8月までの期間で実施中であり、現在、3名の(長期)専門家(チーフアドバイザー1名、業務調整/組織運営体制強化2名)を派遣中である。これまで、同プロジェクトは特色あるプログラムが現地産業界からも高い評価をうけている。また、近年、中小企業海外展開支援事業を始め、ODAを活用して我が国企業の海外展開を積極的に支援する方向性が示されたことで、VJCCをはじめとする日本センターは日本企業の活動を支援する現地の拠点としての役割が期待されている。

本業務は、4年間のプロジェクト期間中、最終の1年間を対象とするものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

「ベ」国首都ハノイ及びホーチミン市を主な対象地域とする。また、必要に応じ、地方都市への展開も行う。

(2) 対象者

- ア ビジネスコース受講者(企業経営者及び管理職、FTU等の学生他)
- イ ビジネスコース修了生

- ウ ビジネスコース現地講師
- エ ビジネスコースセクションスタッフ(C/P、VJCC雇用含む)
- (3) 業務内容
 - ア ビジネスコースの企画・提案
 - (ア) これまでに実施したニーズ調査等の評価・分析
 - (イ) 講師の確保を含めたビジネスコースの企画
 - イ ビジネスコースの実施
 - (ア) 開講前準備業務(日程調整、講師アレンジ、募集広報、選考、他)
 - (イ) 講義実施業務(我が国からの講師派遣による講義の実施、現地講師への指導、経営塾での経営指導員、FTU学生向けセミナー、地方セミナーでの講義の実施等)
 - (ウ) モニタリング/教訓抽出(受講者アンケートの分析、次回以降に向けた改善、各種データベース管理他)
 - (エ) 各種教材の取りまとめ
 - ウ ビジネスコース運営管理に関する技術移転
 - (ア) ビジネスコースセクションの運営管理体制の達成レベルの明確化
 - (イ) 広報・営業・募集受付・講義支援・評価等の講義実施における一連の計画・実施・モニタリングフローにおけるビジネスコースセクションスタッフの能力強化
 - (ウ) 計画・実施・モニタリングに係るマニュアル等の整備
 - エ その他
 - (ア) ビジネスコースの実施体制強化及び現地化を促進するため、現地講師の発掘、確保
 - (イ) C/P等の本邦研修受入支援
 - (ウ) 機構及びプロジェクトへの定期報告
 - (エ) 経営塾クラブ((4)ウ参照)の運営支援等の受講生のネットワーク化支援
- (4) ビジネスコースの概要

ビジネスコースは、 ビジネスコース(短期/中期)、 FTU学生向けセミナー等、 経営塾の3つの活動 からなる。

 - ア ビジネスコース(短期/中期)研修コース(個別相談)

「生産管理」を中心とした研修コースを実施する。また、コースの受講生を対象に受講生の企業が抱える問題・課題に関する個別相談を受け、その解決策や改善案の提言を行う。こうした一連のプロセスを通じて、「ベ」国産業界を牽引する「モデル企業」を育成する。その成果が周囲の企業に波及することにより「ベ」国企業全体の能力向上を目指す(短期コース5回/年、中期コース6回/年)。
 - イ FTU学生向けセミナー等

「ベ」国産業界の将来を担う人材として企業経営の実践的な知識を有する若年層の強化を目指すセミナーを、FTUの学生を主たる対象者とし、開催する(年2回程度)。
 - ウ 経営塾

経営者及び中間管理職の能力が不足している「ベ」国工業界の現状を踏まえ、若手の企業経営者を対象に我が国の経験に基づく実務的かつ実践的な指導を行い、「ベ」国政府の掲げる2020年までの工業国化に寄与する「ベ」国工業界を牽引する人材の育成を目指すもの。5日間/月程度の集中研修を、ハノイで7回、ホーチミンで2回、計9回程度実施、うち1回は約2週間の本邦研修を予定。経営塾卒業生を中心とした同窓会的な組織である「経営塾クラブ」が形成されている。

7 成果品等

- (1) 全体業務実施計画書(インセプションレポート) (2013年11月)
- (2) 業務完了報告書 (2014年 8月)
- (3) コース実施報告書 (各コース終了後1ヶ月以内)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/経営塾指導員(評価対象予定者)
- (2) ビジネスコース運営管理(ハノイ)/経営塾指導者
- (4) 各科目の講師(人材開発、生産管理、経営戦略、マーケティング)

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・東南アジア地域における当該分野の業務経験があることが望ましい。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。